

平成 22 年 10 月 26 日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、「定款」等の一部見直しを行います。
概要は次のとおりです。

「定款等の一部見直しについて」
(別紙参照)

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 22 年 11 月 15 日（月）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ (<http://www.sse.or.jp/>) において掲載しているほか、下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限
平成 22 年 11 月 15 日（月）
2. 提出方法
郵送、ファクシミリ
3. 宛 先
住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1
証券会員制法人 札幌証券取引所 総 務 部
F A X：0 1 1 - 2 5 1 - 0 8 4 0
4. 意見等処理方法
平成 22 年 11 月 15 日（月）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

「定款」等の一部見直しについて

平成22年10月26日
証券会員制法人 札幌証券取引所

項 目	内 容	備 考
I. 趣旨	<p>本所が、業務規程等の変更を行うにあたっては、定款上理事会決議が必須となっております。今般、法令等の改正において条文番号の変更が行われた場合や投資者保護のために速やかな規則改正が求められる場合等に限り、理事会の決議を要せずに機動的に関係規則の制定、改廃を行うことができるよう規則の改正を行います。また、会員加入申請及び会員脱退申請の事務処理に係る応分の負担を当該申請者から求めるため会員加入に係る入会金の額の見直し、さらに、会員脱退に係る手続料の納入について新設するなど「定款」等を一部改正し、所要の整備を行うこととします。</p>	
II. 概要 1. 規則の改正等の理事会決議に係る定款の一部見直し 2. 入会金の額の見直し 3. 会員脱退に係る手続料の新設 4. その他 (1) 公告の費用 (2) 会費に関する整備について	<ul style="list-style-type: none"> ・法改正などにおいて条文番号の変更が行われた場合などにも速やかな対応が図れるよう、技術的かつ軽微な場合に限り、理事会の決議を要せずに規則の変更等が行えるようにします。 ・会員加入時における入会金の額を30万円に変更します。 ・会員脱退の承認を受けた者は、その手続料として30万円を本所に納入するものとします。ただし、持株会社制度導入により会員脱退申請をするのと同時に新たに会員加入申請を行う場合は納付を要しないこととします。 ・会員加入及び会員脱退時には本所が公告を行うことを定款で定められており、既に負担していただいている当該公告の費用の納入について明文化することとします。 ・定額会費の基礎となる資本金の額の基準となる日を決めるなど定額会費に関する事項について明文化することとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行は10万円としています。 ・定額会費の基礎となる資本金の額は毎月1日現在の額とします。

項 目	内 容	備 考
(3) 信託金の取扱いについて	<p>・持株会社制度導入により、会員脱退すると同時に新たに会員加入するときであって、その前後で金融商品取引業者としての実態に差異がないと本所が認める場合における信託金の取扱いについては、会員脱退申請者が現に預託を行っている信託金について、会員加入申請者が預託すべき信託金に充当できることを明文化することとします。</p>	
Ⅲ. 実施時期 (予定)	平成22年12月下旬を目途に実施します。	

以 上